

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	3	10行	<u>プロバイダ責任制限法</u>	<u>情報流通プラットフォーム対処法</u>
	101	13行	<u>プロバイダ責任制限法</u>	<u>情報流通プラットフォーム対処法</u>
	124	1行	<u>プロバイダ責任制限法</u>	<u>情報流通プラットフォーム対処法</u>
		10行	<u>プロバイダ責任制限法</u>	<u>情報流通プラットフォーム対処法</u>
	125	9行	<u>プロバイダ責任制限法</u>	<u>情報流通プラットフォーム対処法</u>
2	101	14-16行	プロバイダが被害者から削除の申し出を受けた場合、発信者に対して削除に同意するかどうかを照会して7日を経過しても反論がなければ削除できると定められているが、	プロバイダやSNSなどの事業者が被害者から画像情報の送信を防止する措置を講じるよう申し出を受けた場合、発信者に対して防止措置に同意するかどうかを照会して7日を経過しても反論がなければ防止措置を行うことができると定められているが、
3	124	2-9行	インターネット上に出回っているさまざまな情報の中には、個人や法人の権利を侵害しているものがある。また、誹謗や中傷の書き込みをされる場合もある。このため、権利を侵害している情報や、誹謗中傷の書き込みを削除してほしいというときが出てくるかもしれない。 このような場合に対応するため、2001(平成13)年に特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)が制定され、手続きが整備された。	インターネット上に出回っている情報の中には、個人や法人の権利を侵害しているものがある。また、誹謗中傷の書き込みをされる場合もある。このため、権利を侵害している情報や、誹謗中傷の書き込みを削除してほしいというときが出てくるかもしれない。 これらに対応するため、旧プロバイダ責任制限法が制定され、手続きが整備された。その後、2024(令和6)年に特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)に名称を改めて改正された。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
4	124	12-14行	まず、インターネット上の掲示板を提供しているプロバイダやSNSなどの事業者、 <u>違法情報の削除の申し出を行う。</u> <u>削除の</u> 申し出を受けたプロバイダやSNSなどの事 <u>削除</u>	まず、 <u>サービス</u> を提供しているプロバイダやSNSなどの事業者、 <u>侵害情報の送信を防止する措置を講じる</u> 申し出を行う。 <u>申し出を受けたプロバイダやSNSなどの事</u>
5	124	17-20行	またはユーザである情報発信者に対し、 <u>違法情報の削除の申し出があったことを伝え、情報発信者から7日以内に反論がなかったときには、削除することができる。</u> この場合、 <u>プロバイダは削除によって生じた被害の賠償を原則として免責される。</u>	またはユーザである情報発信者に対して <u>申し出があったことを伝え、情報発信者から7日以内に反論がなかったときには、侵害情報送信の防止を行うことができる。</u> この場合、 <u>事業者は防止措置によって生じた被害の賠償を原則として免責される。</u>
6	124	22行	ユーザである情報発信者が <u>反論し、削除に応じない</u> という場合も	ユーザである情報発信者が <u>防止措置に同意しない</u> という場合も
7	125	1行	プロバイダやSNSなどの事業者 <u>に削除しても</u>	プロバイダやSNSなどの事業者 <u>に侵害情報の送信防止を行っても</u>
8	125	18-21行	は発信者であるユーザに対して開示してもよい <u>かどうかの照会を行うことになっている。</u> ユーザが開示を拒否した場合、事業者は開示しない場合が多い。このため、事業者が開示しない場合は、 <u>開示を求める裁判を起こすことができる。</u> ^①	は発信者であるユーザに対して開示してもよい <u>か意見を聴くことになっている。</u> また、 <u>権利を侵害された者は、裁判所に対し、プロバイダやSNSなどの事業者が発信者情報の開示を命じるよう申し立てることができる。</u> 申し立てが行われたときは、 <u>裁判所は一体的な手続きによって発信者情報を開示するよう命じることができる。</u> ^①
9	125	側注①	① <u>2022(令和4)年施行の改正法により、掲示板やSNSなどの管理者に対する発信者情報開示請求と接続事業者に対する発信者情報開示請求を一つの裁判手続(非訟手続)で行うことができるようになった。</u>	① <u>裁判所は、裁判によらずに非訟手続として発信者情報の開示を命令することができる。</u> このため、 <u>権利を侵害された者は、プロバイダやSNSなどの事業者に対する訴訟を起こすことなく発信者情報の開示を受けることが可能になった。</u>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
10	125	図1		
11	170	右段7-8行	<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u> 抜粋	<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u> 抜粋
12	174	中段52-53行	情報セキュリティの7要素 16 省令 88	情報セキュリティの7要素 16 <u>情報流通プラットフォーム対処法</u> 124 省令 88
13	175	中段8行	<u>プロバイダ責任制限法</u> 124 削除	(削除)